



“ジュネーブから今を見る” 今日のヘッドライン

北米

2018年3月23日

米通商政策、深刻な状況に一步近づく

トランプ米大統領は2018年3月22日、中国による知的財産権侵害への制裁措置として、中国製品に対し少なくとも500億ドル相当の関税賦課を命じる大統領令に署名しました。中国からの報復で、経済への悪影響が懸念されます。

米トランプ大統領：中国の知的財産権侵害に対する制裁関税を命じる大統領令に署名

トランプ米大統領は2018年3月22日、中国による知的財産権侵害(通商法301条に基づく:図表1参照)への制裁措置として、中国製品に対し少なくとも500億ドル(約5兆2800億円)相当の関税賦課を命じる大統領令に署名しました。米通商代表部(USTR)のファクトシートによると、航空宇宙や情報・通信技術、機械などを含むと見られる(一部の)中国製品に25%の関税が課される可能性があります。

どこに注目すべきか:

知的財産権侵害、貿易赤字、通商法301条

大統領令への署名に伴い公表されたトランプ大統領の声明を見ると、大統領令の目的は米国製造業の雇用回復と貿易赤字縮小と見られます。通商法301条は機械や電気製品など中国製品を課税対象に含められるだけに、適用内容と中国側からの報復によっては多大な影響も懸念されます。中国が米国に輸出する製品を分類すると、機械や電気製品が半分近くであり、通商拡大法232条を対象とした鉄鋼やアルミのシェアは小規模です。今回、中国の知的財産権の侵害を理由に切り込む分野は、中国製品の主要部分であり、経済的な悪影響が懸念されます。そのため、発表を受け、日本、中国の株式市場が急落しました。ただ、先のUSTRのファクトシートによると、課税対象の中国製品のリストを15日以内に作成(その後、30日間パブリックコメント募集)してから関税を課す段取りです。課税対象などを今後確認することも必要です。中国の知的財産権の侵害とは、例えば米国の高い技術力を取得するため、中国が共同出資を強要したり、免許などで不当に扱い、圧力をかけてきたと述べています。これらの解決に向けては世界貿易機関(WTO)の紛争解決システムを活用する意向であるとも述べています。米国内法による一方的

な関税措置という、WTOルール抵触とも受け取れる強硬手段をとりつつ、米国はWTOを利用するという戦略と見られます。ただ、米国にとっても中国は大切な貿易相手であり、本気で貿易戦争を仕掛ける気なのか?まずは、先の関税対象リストが判断の目安となりそうです。

それでも気になるのはトランプ政権の人事です。保護主義(やロシア疑惑からトランプ大統領を守る人事を含)で周囲を固める傾向が強まっています。今後通商政策を進める上で、交渉相手に本気と思わせる戦術なのかもしれませんが、偏った人員構成による意思決定はリスクが高いと思われる。

図表1:米国の主な通商関連法

適用法	制定	主な内容と適用例
通商法301条	1974年	貿易相手国の不公正な取引慣行に対する制裁を認めた米通商法の条項
主な適用例		◇80年代、日米貿易摩擦で多用 ◇世界貿易機関(WTO)が発足した95年以降は制裁措置の発動事例がほとんど無いと言われる。一方的な貿易制限措置を禁じるWTOルールに抵触の恐れがある ◇中国の知的財産権侵害の調査結果に基づき関税を課すと発表(詳細未定)
米通商拡大法232条	1962年	国家安全保障問題を理由に輸入制限を可能とする米国内法
主な適用例		◎過去は79年に対イラン、82年にリビアに、原油を対象に適用(以後、最近まで適用無) ◎最近では鉄鋼25%、アルミ10%の追加関税を(例外国を除き)課すと発表(22日現在、カナダ、メキシコ、欧州連合、韓国など7カ国・地域を除外。日本は現段階では適用除外となっていない)
米通商法201条		1974年通商法の緊急輸入制限条項(セーフガード)
主な適用例		△洗濯機と太陽光パネルへの輸入関税

※スーパー301条は通商法301条を強化するものとして、88年に成立した
出所:各種報道等を参考にピクテ投信投資顧問作成



ピクテ投信投資顧問株式会社

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。